

区民福祉委員会
令和4年3月23日

すみだ福祉保健センターのあり方について

福祉保健部厚生課

1 目的

すみだ福祉保健センターは、福祉と保健の両分野にまたがるサービスを総合的・一体的に提供する目的で、平成元年4月に開設した複合施設である。本施設の運営は、区が設立した社会福祉法人墨田区社会福祉事業団に委託している。

多数の専門職員を擁し、複合施設であるメリットを最大限に活かし、障害者(児)、高齢者、保健の各分野における多種多様な事業を展開している。この間、介護保険制度、障害者支援費制度の導入をはじめとした制度改正等に対応するとともに、平成18年度からは指定管理者制度を導入して運営を行ってきており、これまで区の福祉保健施策の推進、質の向上に役割を果たしてきた。

今後、令和6年度に新保健施設の開設が予定されていること、利用者ニーズの変化、民間事業者の参入に伴う公共部門との役割分担など、本施設を取り巻く経営環境について、将来的に大きな変化が想定されており、開館以来の事業の枠組みを見直していく必要性が高まっている。

そこで、本施設のあり方について内部で検討を行い、中長期的な施設経営の視点に立ち、事業運営の見直しの方向性を定めることで、限られた専門人材を有効活用し、すみだの未来に向け持続可能な福祉保健サービスの展開を図っていくこととする。

2 見直しの視点

- (1)新保健施設の開設を視野に入れ、中長期的な福祉保健ニーズを捉えながら、サービスの改善、事業の見直し及び再編を行う。
- (2)公共と民間事業者の役割分担を行い、先駆的又は民間事業者の参入が進んでいない分野を中心に事業展開を図る。
- (3)事業展開にあたっては、施設経営の観点から、円滑な事業執行に配慮しながら、事業の法内化等、収入の確保に努めていく。
- (4)事業の見直しにより生じた専門職員については、拡充が見込まれるニーズの高い分野へ配置転換を行い、限られた専門人材の有効活用を図る。
- (5)新保健施設の開設に伴う歯科相談室の移転等で発生するスペースの活用、また、サービス内容の変化に伴う、利用頻度の低いスペース等の再配置、用途転換を行い、施設の有効活用を図る。

3 検討経過

- (1)庁内関係課長による「すみだ福祉保健センターあり方検討会」(全体会、障害・高齢分科会)を開催し、個別事業の課題抽出と事業の方向性について検討を行った。
- (2)あり方検討会と平行して、福祉保健センター、近隣区の類似施設見学、周辺区に対するアンケート調査及び社会福祉事業団職員ヒアリング等を行った。

4 事業一覧

事業区分	事業目的	対象者	主な事業内容	
指定管理事業	障害者生活介護はばたき福祉園	重度の障害者の方を対象に、心身の発達を促すとともに社会的な生活能力を高めるための活動を行うことにより、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援に努める。	18歳以上で障害福祉サービス受給者証を所持している方	利用定員48名。作業や活動をおとして、ADLの維持・向上、健康の保持・増進を図る。更に地域社会へ積極的に参加するなどして、社会的自立に向けた活動をしている。
	児童デイサービス みつばち園	心身の障害または発達の遅れやその心配のあるお子さんの心身の発達を促し、日常生活に必要な力や年齢に応じた社会性を身につけ、家庭や地域でいきいきと生活できるように指導・援助を行う。平成25年度から児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして運営している。	就学前の乳幼児と個別の理学療法に関しては小学3年生までの児童とその保護者	集団療育8~9グループ 個別療育PT、OT、ST、心理 保育所等訪問支援 幼稚園、保育園等への訪問支援
	相談支援事業所	障害福祉サービス及び放課後等デイサービス事業等の利用を希望された方に、それぞれのニーズに基づく福祉サービスが利用できるよう相談支援を行う。	障害福祉サービスを利用する障害者及び放課後等デイサービス事業等を利用する障害児とその保護者	施設利用等についての相談や施設利用に係る各種手続き(サービス等利用計画等の作成)、施設利用にかかる調整を行う。
	身体障害者福祉センター(B型)	身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進、レクリエーション等のための機会を総合的に提供する。身体障害者や障害者団体、ボランティアグループなどの活動支援を行う。	18歳以上で身体に障害のある方	各種講座の開催：陶芸教室等18講座 集会室等の貸出、テープ版、デイジー版区のお知らせ(月3回)、区議会だより(年5回)の発行、各種相談事業など
	高齢者在宅サービスセンター	高齢者に対して、各種のサービスを提供することにより、生活の場を広げ、心身機能の維持を図るとともに家族の介護負担を軽減する。機能訓練を特に必要とする利用者については、機能訓練コース(リハビリコース)を設け、機能訓練に特化したサービスを行っている。	介護保険の要介護(支援)の認定を受けている方等又は事業対象者	生活相談・指導、趣味・生きがい活動、健康チェック・健康増進、機能訓練(日常生活訓練)、食事サービス、送迎サービス、個別集団指導、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、介護予防・日常生活支援総合事業
	老人福祉センター(A型)	地域の高齢者に対し、各種の相談に際するとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等のための機会を総合的に提供する。	60歳以上の方	各種講座の開催 体操教室等11講座 サークル・老人クラブへの教養娯楽室の貸出、各種相談事業、長寿マッサージ、敬老の日の行事「長寿のつどい」の開催
	機能訓練事業	回復レベルに合わせ、日常生活の自立性を高めるために必要な機能訓練を実施する。	区民	個別・集団指導 理学療法、作業療法、言語聴覚療法、高次脳機能障害者のグループの訓練
健康増進事業	区内在住又は在勤の成人に対し、運動指導・啓発活動を実施し、生活習慣病の予防と健康の維持・増進を図るメニューを提供する。	成人	健康づくり教室 水曜日1時半コース・3時コース・6時コース	
委託事業	こうめ高齢者支援総合センター	高齢者の総合相談窓口としての役割を担い、高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって生活していけるよう包括的・継続的な支援を行う。	高齢者及びその家族	介護、福祉保健サービス、福祉用具、住宅改修等の総合的な相談、予防給付のケアマネジメント、介護予防、介護支援専門員への後方支援と連携、高齢者の虐待防止、高齢者の権利擁護など
	こうめ高齢者みまもり相談室	高齢者の在宅生活の安心を確保するため、関係機関と連携し、その生活実態の把握やひとり暮らし高齢者等に対する見守り活動及び地域の見守り体制構築に向けた仕組みづくりを行う。	65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯、日中独居の方等	見守りネットワークの構築、実態把握、安否確認「こうめみまもりだより」の定期発行、「見守り講座」の実施、見守り協力員の養成、ふれあい訪問事業、熱中症予防対策事業、高齢者見守り活動の支援など

要介護認定調査事務	介護保険制度において要介護、要支援の認定を受けようとする区民に対し、介護保険法に基づく訪問調査を行う。	介護保険の認定を受けようとする区民	区からの依頼に基づく認定調査
-----------	---	-------------------	----------------

5 各事業の方向性

(1)障害者福祉分野

ア 障害者生活介護施設 はばたき福祉園

【現状分析】

在籍者は1日あたりの定員を上回るものの、1日の平均利用実績は定員(48人)内に収まっている。

区内にはばたき福祉園を含めて5つの生活介護事業所があるが、そのうち重度の知的障害者の受入れが可能な施設は、当事業所と、同じく指定管理で運営する「ステップハウスおおぞら ひだまり」の2か所が中心となっている。

【課題】

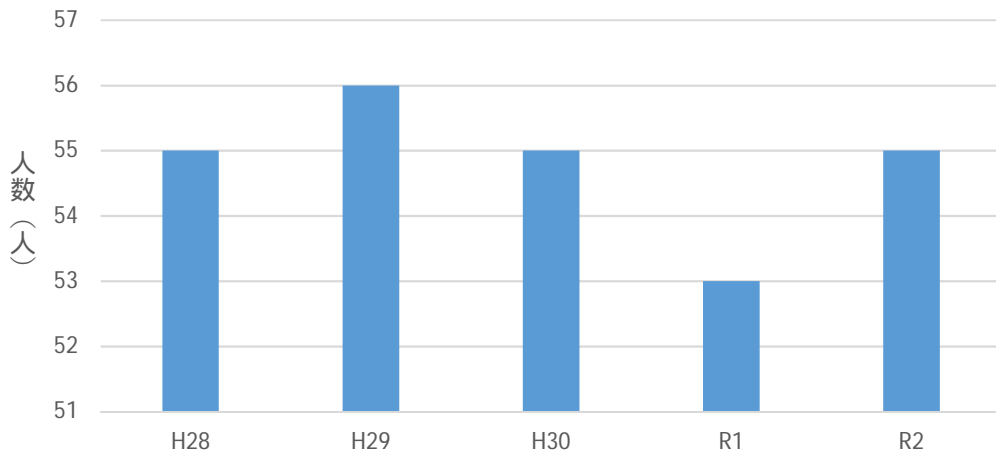
現状において、出席率が9割を超えていること、区人口の増加や特別支援学校卒業生の進路希望の推移を見据えつつ、可能な範囲で定員増加に対応する体制を整えていく必要がある。

【方向性】

中長期的な利用者増加に対応していく。

(指定基準の規定上、現在の利用定員48人を最大54人まで段階的に拡充していくことが考えられる。)

はばたき福祉園在籍者数の推移



イ 児童デイサービス施設 みつばち園（児童発達支援センター）

【現状分析】

近年、障害児の療育に係るサービスへのニーズが増大している。みつばち園においてもインテーク（初回相談）件数が年々増加し、予約から相談までに期間を要している。また、インテーク後の児童発達支援の受入れ枠も混雑してきており、対応が求められている。

今後も児童発達支援の利用者は増加が見込まれており、当施設における本事業の運用方法の見直しと民間事業者との連携が求められる。

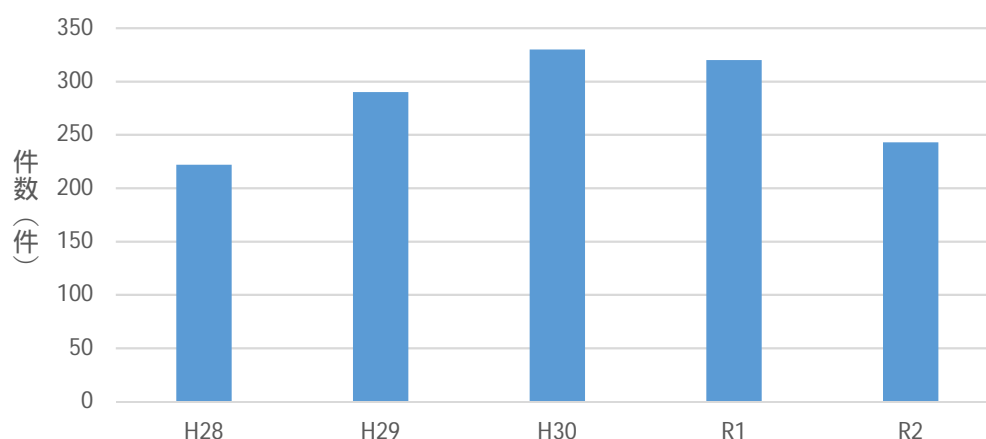
【課題】

インテーク（初回相談）待ち期間の解消

【方向性】

- ・インテーク件数の増加に対応するため、対応する要員を確保して相談までの待ち期間の短縮を図っていく。
- ・みつばち園以外に社会福祉事業団が指定管理で運営する「すみだステップハウス おおぞら にじの子」との連携を深め、一定程度のインテーク実施を検討することで、インテーク回数の確保と効率的運営を図る。
- ・インテーク後の児童発達支援において「必要度に応じた支援」を強化するため、児童ごとの療育プログラムを提案可能とするような「新しいインテーク評価制度」を検討していく。

インテーク面接実施件数の推移



【課題】

児童発達支援の混雑解消

【方向性】

・乳幼児や課題の少ない児童等を対象に経過相談*（法外事業）の新規導入を検討し、保育所等訪問支援事業（拡充）を含め選択肢を広げ、児童に合った療育体制を柔軟に提供する。

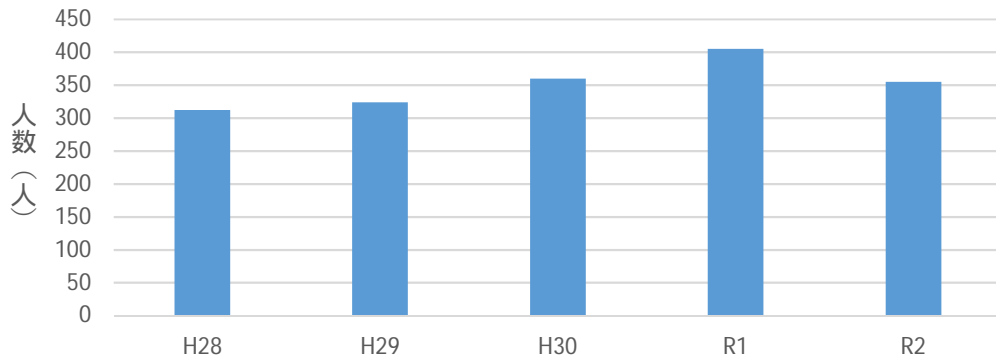
*）経過相談とは、家庭や保育園等における児童等への関わり方などを保護者に助言し、児童等の成長を保護者と共有する相談支援のこと。

・児童発達支援の利用希望者が増加していることに伴い、これまで一律としていた支援回数に代えて、個別課題に沿った基準を設定して、受入児の循環を促進することを検討する。

・定期的に児童等の評価を行い、より障害種別や程度に対応した個別療育プログラムを作成することを検討する。

・経過相談の実施にあたっては、必要な要員を確保していく。

みつばち園在籍者数の推移



【課題】

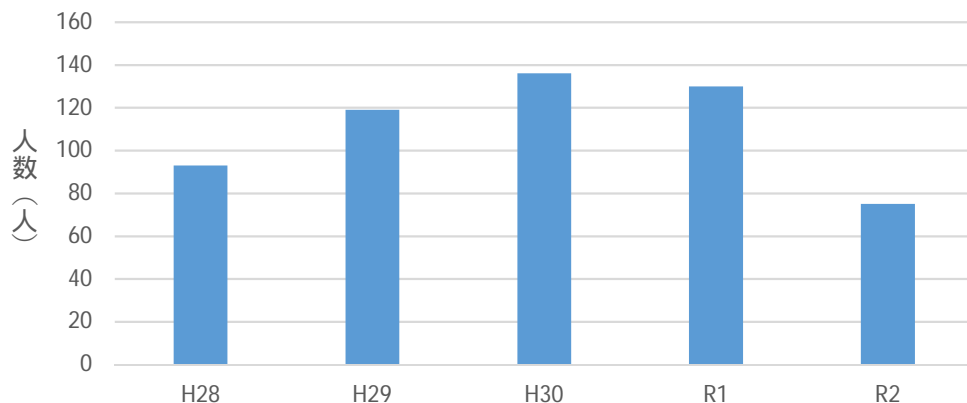
保育所等訪問支援事業の充実

【方向性】

・支援方法を見直して対応件数を増やすことを検討する。また、本サービスの利用を弾力的に行えるようにすることで、児童発達支援の混雑解消につなげることを検討する。

・本事業の充実にあたっては、必要な要員を確保していく。

保育所等訪問支援実施件数の推移



【課題】

児童発達支援センターの機能強化

【方向性】

- ・民間事業者の参入が増えてきている状況を踏まえ、事業内容や利用状況を把握し、インテーク終了後の児童発達支援の利用について、みつばち園及びにじの子以外の事業所の情報提供を行うことで、利用者の選択肢を増やすことにつなげる。
- ・これまで培ってきた事業ノウハウの提供や運営の助言など、区全体の児童発達支援サービスの向上に向けた取組みを検討していく。

ウ 相談支援事業所

【現状分析】

民間の障害福祉サービス及び放課後等デイサービス事業等を利用するための相談、サービス等利用計画、児童通所支援利用計画を作成している。

【課題】

計画相談事業の充実、民間事業者との連携推進

【方向性】

- ・地域支援事業としての事業者連絡会を通じて、民間事業者との連携を強化する。
- ・民間事業所の利用状況を把握し、利用希望者に情報提供を行っていくことで、児童発達支援利用者の選択肢を増やすことにつなげる。

エ 身体障害者福祉センター（B型）

【現状分析】

身体障害者向けに、講座等、各種事業を実施している。また、障害者団体及びボランティアグループが活動を行っている。

【課題】

施設の有効活用と事業内容の見直し

【方向性】

施設の有効活用の観点から、施設要件が求められる身体障害者福祉センターB型事業を廃止し、各種講座内容等について、ニーズの高い内容に見直しを検討していく。

(2)高齢者福祉分野

ア 高齢者在宅サービスセンター

【現状分析】

リハビリコースは、トレーニングマシン、専門職を配置して、リハビリに力を入れるなど特色のあるサービスの提供を行っている。

一方で、一般コースは、同様のサービスを提供する民間事業者が多く存在しているほか、入浴サービスを提供していない当施設では、対応できる利用者ニーズに限りがあ

【課題】

民間事業者との差別化

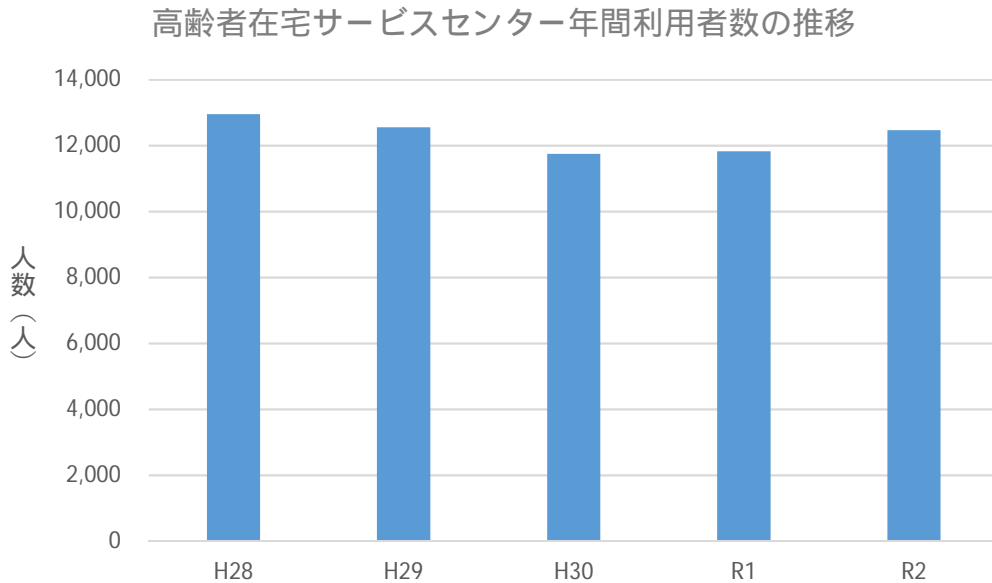
【方向性】

・リハビリコースは、民間事業者では提供が難しい特徴的なサービス内容であるうえ、今後もリハビリに関する一定のニーズが見込まれることから、サービスの提供時間数等を工夫しながら事業を継続する。

・一般コースは、すみだ福祉保健センター全体の施設経営の観点から、現在の利用状況に配慮しつつ徐々に縮小し、リハビリなど民間事業者では提供が難しいサービスに特化していく。

・事業内容の見直しに伴う職員配置については、今後のニーズ拡大が見込まれる障害者福祉分野への専門人材の配置転換等、すみだ福祉保健センター全体における有

効活用を図っていく。



イ 老人福祉センター（A型）

【現状分析】

高齢者向けの教養講座、各種事業、相談を行っている。また、高齢者相互の交流を図ることを目的に、個人及び団体（サークル、老人クラブ等）への施設貸出しを行っている。開館当初に設置された浴場スペースについては、現在使用されていない状況である。

また、本事業で主に使用している集会室兼教養娯楽室は、畳敷きのため用途が限られるほか、身体的な理由で利用しづらい高齢者もあり、椅子を利用できる仕様にしてほしいとの要望が多数寄せられている。

【課題】

施設の有効活用及び事業内容の見直し

【方向性】

浴場の使用を廃止することで、当該スペースを他用途に転換する。

また、浴槽の設置が施設要件である老人福祉センターA型事業を廃止したうえで、スマートフォン教室など社会ニーズが高い教養講座を中心とした事業内容への見直しを検討する。

ウ こうめ高齢者支援総合センター・こうめ高齢者みまもり相談室（委託事業）

【現状分析】

区内に8か所ある高齢者支援総合センター・みまもり相談室の1拠点として運営されている。事務事業スペースが狭いため、個人情報の保護や介護予防事業の推進など、新たな課題への対応が難しい状況である。

【課題】

事務事業スペースの拡充

介護予防や生きがいづくりの活動等の充実（福祉総合型化）

【方向性】

・新保健施設開設後の歯科相談室移転後のスペース等を活用して、事業充実等の観点から事務室を独立化する。

・多目的室を設置して、介護予防の拠点や生きがいづくりなど高齢者の活動の中心となる福祉総合型化を検討する。また、地域福祉プラットフォームと連携することを検討する。

(3)保健分野

ア 機能訓練事業

【現状分析】

疾病、事故等の理由による心身機能の回復又は低下を防ぎ、日常生活の自立性を高めるとともに、社会参加への援助を行うため、多職種が連携して各種相談支援、機能訓練を高齢者のデイサービス部門と協働しながら行っている。法外事業のため、利用者の利用期間等に制約はなく、公平性の観点から利用のルール化を図っていく必要がある。

【課題】

事業の法内化による収入の確保

利用方法のルール化

【方向性】

・はばたき福祉園（生活介護）を多機能化し、自立訓練（機能訓練・定員6名）を併せて実施することで、現在の利用者に配慮しながら、本事業の法内化を検討する。

・障害者総合支援法の基準に基づき、利用方法・期間をルール化するとともに、必要な人員と設備を整える。併せて、事業団の組織体制を検討していく。

イ 健康増進事業

【現状分析】

区内在住者を対象に生活習慣病の予防と健康増進を目的として、健康づくり教室を実施し、運動や食事の指導を行っている。民間スポーツ施設の開設、区スポーツ施設の設置等、本施設開設当初と比較して、本事業を取り巻く社会環境は大きく変化している。

【課題】

利用者層の固定化

民間事業所、他施設における事業との重複

【方向性】

近年、利用者層が固定化していること、民間も含めたスポーツ施設で、類似の事業が多数行われているため、本事業については廃止し、類似事業や介護予防事業など、ニーズの高い事業への統合を検討していく。

6 施設の有効活用

新保健施設の開館後、歯科相談室が移転するため、空きスペースが発生すること及び施設開設後のサービス内容の変更に伴い、利用頻度の低いスペースが施設内に存在している。これらを他の用途に転換することを含め、今後の施設全体の有効活用が課題となっている。

今後事業の見直しに伴う施設改修を行う際に、サービス提供の継続を前提とした工事工程とすることはもちろん、事業内容の変化に合わせて、多目的かつ柔軟に使用できるような配慮や、障害者分野の拡充に伴う事務スペースの確保、はばたき福祉園とみつばち園の事業スペース分離等も考慮に入れて、詳細な検討を進めていく。

